

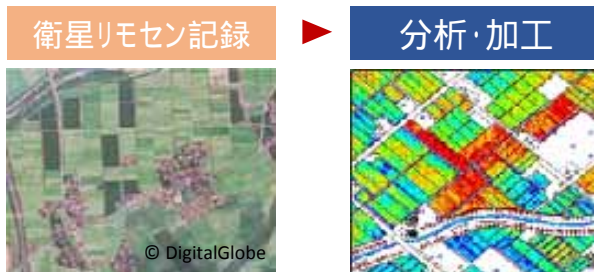
宇宙基本法の趣旨に即し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度の創設、衛星リモートセンシング記録の提供の制限等に関し必要な事項を定める。

1. 法律案の背景・必要性

(背景1) 衛星リモセン記録とは

『衛星リモセン記録』とは、人工衛星に搭載したセンサーにより地球表面を観測し、記録したもの。
衛星リモセン記録からは様々な情報が得られるため、農業、防災・減災、鉱物資源、社会インフラ整備・維持等の分野で新産業・新サービスが創出されることが期待。

(例)リモセン記録から米の生育状況を把握



(背景2) 衛星リモセン記録の利用拡大

高分解能化(空間・時間)、衛星の小型化による低コスト化、動画対応等が近年急速に進展し、我が国においても、衛星リモセン記録の利用が急速に拡大する見込み。
世界の衛星リモセン記録の市場規模(2013年時点で1500億円程度)は今後10年間で数倍に拡大する見込み。

海外の衛星	我が国の衛星	
WorldView-3	ASNARO-1	ALOS-2
		
出典: Digital Globe社	出典: 経済産業省	出典: JAXA
光学衛星(米国) 分解能0.31m(白黒) 1.24m(カラー)	光学衛星(日) 分解能0.5m(白黒) 2m(カラー)	レーダー衛星(日) 分解能: 3m

法律案の必要性

衛星リモセン装置(センサー等)を持つ諸外国では、衛星リモセン記録が悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡らないよう管理するための法制度を整備済み。

我が国においても、民間事業者による衛星リモセン記録の利用拡大を踏まえ、当該記録等の悪用を防ぐルールが必要。
衛星リモセン記録を利用する新産業・新サービスの振興のための制度的インフラとしても重要。
事業者が遵守すべき基準・ルールの事前明確化により、事業リスクを低減し、予見可能性を向上に資する。

2. 法律案の概要

- 衛星リモセン装置の使用の適正を確保するための制度を導入。
(例) 適格性確認、セキュリティ対策の実施、使用終了時の措置等
- 衛星リモセン装置により検出された衛星リモセン記録の提供に際して適正な取扱いを確保。
(例) 記録提供時の確認義務、セキュリティ対策の実施、提供先の制限等
- 国際社会の平和の確保等のため特に必要があると認める場合における衛星リモセン記録について適正な措置をとる。

